

令和5年度第2回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月26日（金）午後1時30分から2時00分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

委員 1番 川端 伸造

3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

9番 谷川 聡志

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（2人）

会長職務代理 2番 藤野 雄次

6番 松井 成樹

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

(1) 6月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主事 後藤 タ子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めます。それでは、定例総会の開会に当たり、丸谷会長からご挨拶いただきます。お願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は20名であります。なお、職務代理者藤野委員、6番松井委員、推進委員の辻下委員、南坂委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては、丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、5番館委員、7番三上委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、5件の申請がございました。

譲渡人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さん、堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さん、堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さん、堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さん、堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は2名、申請農地は北潟地係の畑729㎡、北潟地係の畑83㎡、北潟地係の畑727㎡、北潟地係の畑82㎡、北潟地係の畑729㎡、北潟地係の畑82㎡、北潟地係の畑730㎡、北潟地係の畑82㎡、北潟地係の畑728㎡、北潟地係の畑85㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。所有権移転後は、ワイン用ブドウの栽培を予定しているとのことです。3ページから7ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われまます。

以上で説明を終わります。

議長： 担当地区委員の説明を求めます。番号1番から5番につきまして、関連していますので一括して、10番長谷川委員、説明をお願いいたします。

10番： 区長さん、土地改良、農家組合長の判こをいただいた上、ワイナリーをするということで、何ら問題もないということで判こを押しました。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

事務局、これ、今、畑買ってブドウを植えるということですか。

事務局： はい、ブドウの苗木を植えるということと聞いています。

議 長： はい。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第2号につきまして、私のほうから説明させていただきます。8ページをご覧ください。

今回、案件としましては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市の不動産業、〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては市姫二丁目地係の1筆で、登記地目は畑、面積は121㎡でございます。また、同時に隣につきましても、あわら市より買受け手続中で、こちらも含めて宅地分譲の予定でございます。用途につきましては宅地分譲でございます。事由につきましても、譲受人は所有権を移転し、申請地を分譲したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては、原則転用が可能となっております。場所につきましては9ページ、計画図につきましては10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番につきまして、5番館委員、お願いいたします。

5 番： 当該地はこのあわら市役所の北側を通ってる、いわゆる住吉線という大きな道路に面してる土地でございまして、周りは全てもう宅地になっておりますので、特に所有権移転、問題ないというふうに判断します。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して14番朝倉委員に調査結果の報告をお願いいたします。

14 番： 本日午前9時から、北田委員、館委員、事務局と共に現地調査を行いました。事務局の説明のとおりで、特に問題はないと確認しました。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。11ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

12ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年5月31日水曜日でございます。借手は7人、貸手は14人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が15筆、2万9,040㎡、うち再設定が1筆、2,052㎡でございます。期間別内訳は、1・3年の畑が4筆、8,092㎡、4・5年の畑が5筆、1万2,764㎡、7・10年の畑が6筆、8,184㎡でございます。

13ページにお進みください。集落別内訳については、北潟の畑が9筆、波松の畑が1筆、城の畑が2筆、山十楽の畑が3筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

14ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。1番から4番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。北潟の畑5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年6月1日から令和15年5月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

15ページにお進みください。5番から8番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては、5番から7番は令和6年1月1日から令和10年12月31日まで、8番は令和6年1月1日から令和8年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

16ページにお進みください。9番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年6月1日から令和8年5月31日まででございます。再設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

10番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の畑1筆でございます。利用目的はソバで賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和5年6月1日から令和8年12月31日まででございます。新規設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

11番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年6月1日から令和10年5月31日まででございます。新規設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

12番につきましては、借受人は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。山十楽の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は8,000円でございます。期間につきましては令和5年6月1日から令和12年3月31日まででございます。新規設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

17ページにお進みください。13番と14番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。山十楽の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年6月1日から令和6年5月31日まででございます。新規設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」、私のほうからご説明させていただきます。では、報告第1号、18ページをご覧ください。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきまして、申請人は角屋で営農の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては角屋地係の田で、面積は3,993㎡のうち2,000㎡でございます。形質変更の理由につきましては、一部埋立てを行い、畑として利用したいとのことでございます。場所につきましては19ページ、20ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明を求めます。番号1番につきまして、7番三上委員、お願いいたします。

7番： 現地確認してまいりました。また、事務局の説明どおりでございます。以上です。

議長： ありがとうございます。

それでは、この案件につきましても、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して14番朝倉委員、報告をお願いいたします。

14番： 現地調査の結果も事務局の説明どおりで、特に問題ないと確認しています。

議長： ありがとうございます。本件につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。21ページにお進みください。

今回、10件の届出がございました。

1番の届出につきましては、瓜生の田4筆、畑3筆でございます。権利取得者は瓜生にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年11月26日で、

相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

2番の届出につきましては、清王の田3筆、柿原の田1筆、清王の畑4筆、柿原の畑1筆でございます。権利取得者は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年4月17日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

3番の届出につきましては、波松の田1筆、畑5筆でございます。権利取得者は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年3月9日で、相続による所有権の移転でございます。波松地系の畑は〇〇〇〇さんが、波松地系の畑は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

22ページにお進みください。4番の届出につきましては、次郎丸の畑2筆でございます。権利取得者は次郎丸にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年2月13日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

5番の届出につきましては、北金津の田2筆、畑1筆でございます。権利取得者は埼玉県にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。相続による所有権の移転でございまして、権利取得日は令和4年11月20日でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

6番の届出につきましては、上番の田1筆でございます。権利取得者は上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年12月19日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇さんが耕作するとのことでございます。

7番の届出につきましては、北金津の田2筆、畑1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年4月29日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

8番の届出につきましては、宮谷の田2筆、畑1筆でございます。権利取得者は青ノ木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年3月8日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

9番の届出につきましては、上番の田4筆、畑2筆でございます。権利取得者は上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年5月8日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

23ページにお進みください。10番の届出につきましては、橋屋の田8筆、畑2筆でございます。権利取得者は橋屋にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年5月11日で、相続による所有権の移転でございます。田につきましては、橋屋の農家組合長から〇〇〇〇さんが耕作する予定と聞いておりまして、ほ

かは自己管理するとのことです。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。24ページをお開きください。

今回、1件の届出がございました。

北潟の畑1筆で、賃借人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。議案第3号5番にてご説明しましたとおり、〇〇〇〇さんに利用権を設定するため、今回、解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他(1)「6月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 6月の定例総会につきまして、6月26日月曜日午後1時半から開催したいと考えております。

以上です。

議 長： ただいまの事務局の説明について、ご意見はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご意見がないようですので、事務局説明のとおり、6月の定例総会は、6月26日月曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他（２）その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいまの説明につきまして、ご質問等、ご意見等はありませんか。よろしいですか。

（質問、意見なし）

特にないようですので、その他（２）を終わります。

せっかくの機会でございます。皆さん方のほうから、ご意見いろいろありましたら受けたいと思います。よろしいですか。

（質問、意見なし）

◇ 閉 会

議 長： ないようですので、これで本日の会議を閉じたいと思います。ご協力いただきまして素早く済むことができました。ありがとうございました。

これからますます暑くなりますので、農作業等、体には十分ご注意をいただくようお願いしたいと思います。では、どうも本日はありがとうございました。

令和5年5月26日

議 長

委 員

委 員